

保育所利用に関する注意事項

●利用要件

市立保育所を利用する場合は、保護者のいずれもが次の要件を満たしている場合に限ります。

- (1) 1ヶ月において60時間以上労働していること
1ヶ月120時間未満の労働：保育短時間（8時間保育）
1ヶ月120時間以上の労働：保育標準時間（11時間保育）
※保育短時間については、保護者の労働状況等により特例があります。
- (2) 妊娠中であるか出産後間もないこと（産前8週間～産後8週間の期間）
- (3) 疾病や負傷、心身に障がいを有していること
- (4) 同居の親族を常時介護又は看護していること
- (5) 震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていること
- (6) 求職活動を行っていること（90日以内に限る。）
- (7) 学校、職業訓練等に通っていること
- (8) 虐待、DVのおそれがあること
- (9) 育児休業中であること（在園児に限る。）

※育児休業中における保育園の入所期間は、生まれた子が1歳6ヶ月になるまでです。生まれた子が1歳6ヶ月時点に、入所児が年長の場合は、育児休業を継続または延長する場合に限り、卒園まで継続入所が可能です。

※育児休業から復職する場合で、ならし保育が必要な時は復職日の14日前からの入所が可能ですが。ただし、4月は新規入園児を含め、3月中のならし保育はできないため、4月1日からの慣らし保育となります。

- (10) その他市長が認めたこと

●提出書類等

市立保育所を利用する場合は、次の書類を提出してください。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 **※児童1人につき1枚必要。**
- (2) 就労証明書（保護者に限る。） **※祖父母等の同居親族は不要。**

保護者が次に該当する場合は、書類等の添付が必要になります。

- (1) 妊娠中であるか出産後間もない方…母子手帳の写し
- (2) 疾病や負傷、心身に障がいを有している方…診断書、障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳等
- (3) 求職活動を行っている方…求職活動状況申立書
- (4) 学校、職業訓練等に通っている方…在学証明書（学校の証明）
- (5) 育児休業中である方…育児休業中である旨の証明等（事業者の証明）

※必要に応じ書類の提出を求める場合があります。

●保育料（利用者負担）

市立保育所の保育料（利用者負担）は、保育短時間と保育標準時間によって多少異なります。また、4月と8月の年2回、保育料の見直しがあります。

- (1) 算定方法
4月（4～8月分）…前年度の市民税額
8月（9～3月分）…現年度の市民税額
- (2) 負担区分…保育短時間（8時間保育）と保育標準時間（11時間保育）の2区分
- (3) 軽減等…多子軽減等の軽減措置、ひとり親等世帯軽減

●保育時間

保護者の就労時間等により保育時間が変わります。

区分	1ヶ月の労働時間	保育時間
保育短時間	120時間未満	8:30~16:30 (8時間保育)
保育標準時間	120時間以上	7:15~18:15 (11時間保育)

※育児のための短時間勤務制度等を利用している場合は、短時間勤務の労働時間により算定します。

※保育短時間の保護者も労働状況等により保育標準時間を希望することも可能です。

士別市 健康福祉部 こども・子育て応援課 子育て支援係

電話 0165-26-7759 (直通)